

リビア関連の金融制裁に関する 最新情報

国連安全保障理事会は、リビア情勢に関し、文民および文民居住地区を保護するために「必要なすべての措置」をとることを認める新たな決議 UNSCR 1973 (2011)を緊急に採択しました。

決議 1973 は、これに先立つ決議 UNSCR 1970 (2011) (ムアンマル・カダフィ大佐および同氏の親族 5 名が制裁の対象として指名されています) に基づく資産の凍結の適用対象を拡大し、カダフィ大佐およびその親族の直接的支配下にあり、カダフィ体制の潜在的な資金源となっているとして、下記の機関を追加制裁の対象としています。

1. リビア中央銀行
2. リビア投資機構 (LIA)
3. リビア外国銀行
4. リビア・アフリカ投資ポートフォリオ
5. リビア国営石油公社

上記の決議では、すべての加盟国に対し、自国民や自らの領域内の個人・法主体によって、制裁対象向けにまたは制裁対象の利益となるようないかなる資金、金融資産、経済資源も提供しないことを確保することを求めています。さらに、リビアで設立された法主体と取引を行う際、その取引が文民に対する暴力や武力行使につながると信ずる合理的な理由がある場合には、警戒するよう加盟国に求めています。

欧州連合における制裁

欧州連合においては、上記の 1 から 4 までの機関はすでに 2011 年 3 月 3 日付の理事会規則 (EU) 204/2011 (「EU 規則」) (その後 2011 年 3 月 10 日に理事会施行規則 (EU) 233/2011 により修正されました) に基づいて制裁対象として指定されています。

決議 UNSCR 1973 (2011) に続き、国連によるリビア国営石油公社の指定が欧州連合内でも有効となるよう、近日中に追加的な理事会規則が制定されることが予想されています。

主要トピック

欧州連合における制裁

英国における制裁

米国における制裁

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

神山 達彦 (かみやまたつひこ)

直通電話番号 : 03-5561-6395

電子メール :

Tatsuhiko.Kamiyama@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所

外国法共同事業

〒107-0052

東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号

赤坂溜池タワー 7 階

www.cliffordchance.com

EU 規則第 5 条によれば、

1. 指定を受けた個人または法主体に属し、それらの者が所有し、または支配するすべての資金および経済資源は凍結されます。
2. 指定を受けた個人または法主体に対しては、直接間接を問わず、いかなる資金または経済資源をも提供することはできません。
3. これらの制限的措置の直接または間接的な回避を目的とする活動への参加は禁じられます。

EU 規則はすべての欧州連合加盟国（英国を含みます）に直接適用されます。すなわち、欧州連合の金融制裁は各加盟国内でさらに国内法を制定することなく加盟国の国民に適用されます。ただし、各加盟国は、EU 規則の規定に違反した場合に当該加盟国内において適用される罰金に関する規則を制定し、当該規定に従って実行されるよう、必要となるすべての措置を講ずる責任を負っています。

英国における制裁

英国においては、EU 規則の施行に関する規定（2011 年 3 月 3 日に可決された 2011 年リビア（資産凍結）規則の形式によります）のみならず、前回のクライアント・ブリーフィング（ご覧になるには[こちらをクリック](#)してください。こちらは現在英語版のみとなっています。）に記載されたとおり、英国政府は 2011 年 2 月 27 日に潜在的により広範な 2011 年リビア（金融制裁）命令（「**本件命令**」）を可決しました。

これにより、英国国民は EU 規則の要件を遵守する義務を負うのみならず、本件命令の条件に基づき、潜在的により広範な禁止事項を遵守する義務を負うことになります。

本件命令は、英国国民が、指定された者、指定された者の代理人としての個人もしくは法主体により、または指定された者もしくは指定された者により所有もしくは支配されている法主体により、直接または間接的に所有または支配されている資金、他の金融資産または経済資源（これらはすべて非常に広範に定義されています）の取引を行うことを禁止しています。これらの目的上、指定された者とは、国連安全保障理事会が定めた者をいい、現在上記記載の 5 つの機関が含まれています。

本件命令が最初に発表された際、英国財務省はその指針において、理論上本件命令の条項がリビアのあらゆる国家資産（その資産がリビア国内に所在しているか否かを問いません）に適用されるよう、それらの条項については非常に広範な解釈を行う、と明示しました。リビア政府により所有もしくは支配されている可能性のある、リビア国外で設立された金融機関との取引を認める旨の総合的な許可は付与されましたが、その他の場合、英国国民および英国の法主体は、計画されている行為が禁止対象となっているか否かについて自ら決定を行う必要があります。

金融制裁が自らまたは特定の取引にどのような影響を及ぼすかについて疑問を抱いている者は英国財務省から本件命令およびリビア（資産凍結）規則に関するガイダンスを得られる可能性がある一方、明確な指針の欠如により、現存の契約上の義務の終了を模索する金融機関や企業においてすでに多くの問題が生じており、当該金融機関や企業の相手方当事者が制裁対象になるかどうかについても不明です。

米国における制裁

2011 年 2 月 25 日付の米国大統領命令により、すでにカダフィー族とリビア政府（指定された上級官僚、代理人、機関、支配されている法主体およびリビア中央銀行）の資産が広範囲に渡って凍結されています。当該制裁により米国にある資産、または米国国民の保有もしくは支配下にある資産が凍結され、米国国民以外の者は米国の銀行または米国の金融システムを通じて新たに制裁対象となった者のために取引を行うことを禁じられています。

米国でこれらの制裁を管轄する OFAC（外国資産管理局）は、リビア政府により所有または支配されている、リビア以外の国の法律に基づいて設立された金融機関との取引を認める一般的な許可を行っています。

リビアの制裁に関するより詳細な情報・アドバイスをご希望の場合は、ご連絡ください。

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh
Clifford Chance has recently announced its intention to further expand its business with the opening of offices in Perth, Sydney and Istanbul in Spring 2011, and in Qatar (subject to licence approval).